

土佐清水市非農地証明基準

- ・ 農地法が施行された日（昭和二七年一〇月二一日）よりも前から非農地であった土地
- ・ 自然災害による災害地等で農地への復旧ができないと認められる土地
- ・ 農地法が施行された日以降農地であった土地で、耕作不適當など、やむを得ない事情によって一五年以上耕作放棄されたため自然潰廃した土地で、農地への復旧ができないと認められる土地
- ・ 農地法が施行された日以降、人為的に転用した土地で、転用事実行為から二〇年以上経過しており、その開発行為及び建築行為などで他法令の許認可を受けているか受ける見込みがあり、農地行政上も特に支障がないと認められる土地
- ・ 農地法施行規則第三二条第一項に該当する農業用施設等に転用された土地
- ・ 農地転用許可を要しない事案等で転用行為が完了している土地